

## 公益社団法人花巻市シルバー人材センター表彰選考基準

### (目的)

第1条 この表彰選考基準は、公益社団法人花巻市シルバー人材センター（以下センターという。）の発展に寄与し、功労があった者の表彰について必要な事項を定めるものとする。

### (表彰の種類)

第2条 表彰の種類及び対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 発注者表彰（感謝状） 個人または団体および事業者で、センターの発展、会員の福祉の向上に引き続き5年以上寄与し、その業績が顕著な者
- (2) 役員表彰（感謝状） センターの役員に継続して5年以上在職し、その業績が顕著な者
- (3) 班長表彰（表彰状） 地域の班長として6年以上在職し、その業績が顕著な者
- (4) 会員表彰（表彰状） センターの会員として10年以上引き続き事業の発展に寄与し、その業績が顕著な者
- (5) 職員表彰（表彰状） 10年以上在職し、センター事業及び社会福祉の発展につくし、功績がきわめて顕著であって他の模範とするに足ると認められる者
- (6) 特別表彰 前各号に掲げるもののほか、特に表彰に値すると認められる者

### (被表彰者の決定)

第3条 被表彰者は、総務部会において選考し、理事会で審議し決定する。

### (表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状もしくは感謝状を授与して行う。

### (表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年通常総会又は記念行事等において行うものとする。

### (委任)

第6条 この表彰者選考基準の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この選考基準は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この選考基準の在籍等年数の基準日は、毎年4月1日とする。

### 附 則

### (施行期日)

1 この基準は、令和元年11月1日から施行する。